

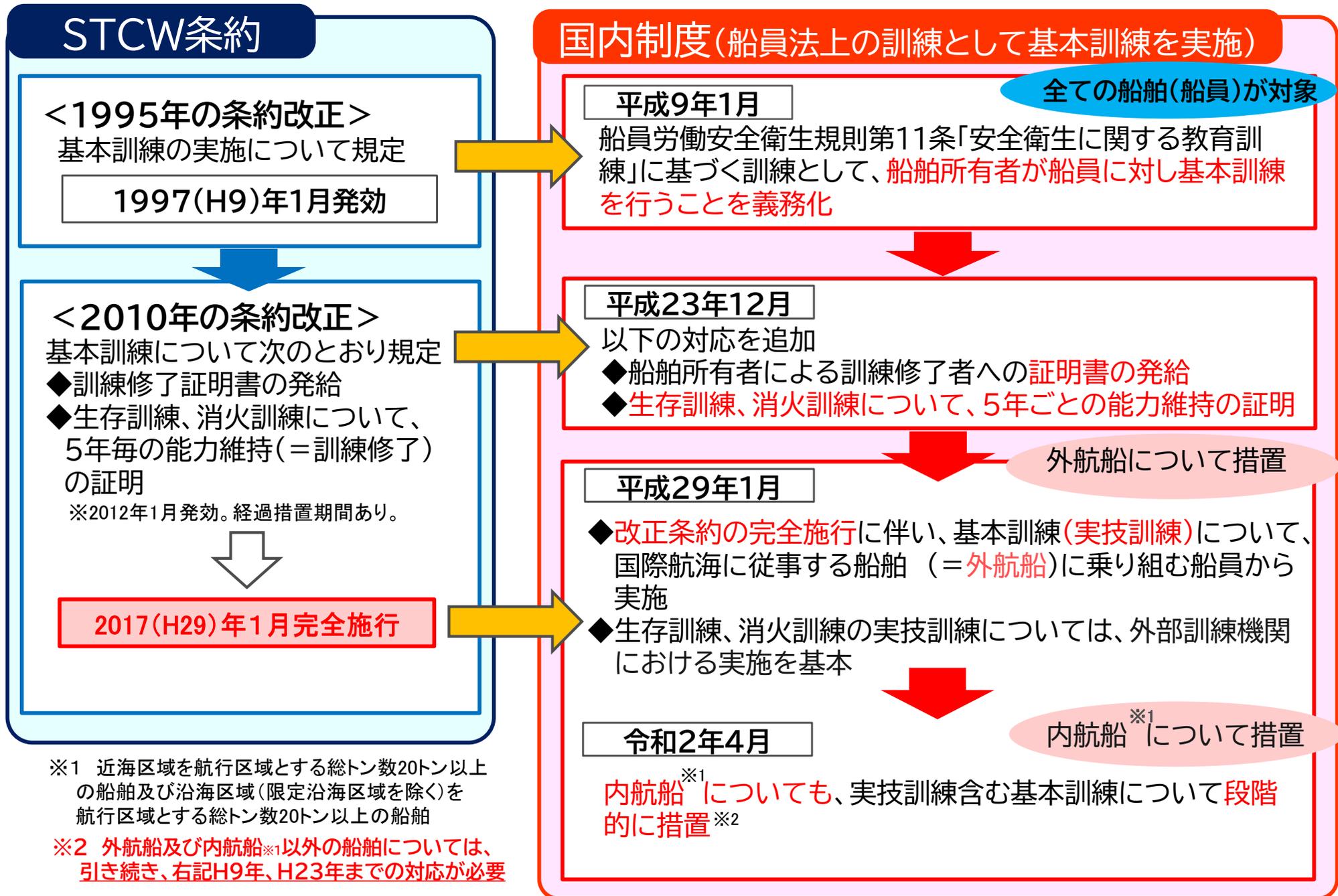
改正船員法に基づく基本訓練について (漁ろうに従事する船舶以外)

海事局 船員政策課

Ver.2.1 令和8年2月27日

資料の変更履歴

変更日	バージョン	主な変更内容	備考
2026.1.22	—	—	説明会において使用
2026.2.9	Ver2.0	<ul style="list-style-type: none">・改正法の基本訓練の適用範囲について明確化(P3)・基本訓練の内容及びテキストに係る資料追加(P7、8)・修了証の発給等について説明追記(P9)・対象船員の確認フロー図において説明追記(P11)・施行日前に訓練を受けている者の対応について説明追記(P14～16)	2026.2.9HP掲載
2026.2.27	Ver2.1	<ul style="list-style-type: none">・記録簿の記録・保存、資質基準システム運用マニュアルの作成・保存・提出について追記(P5、6)	2026.2.27HP掲載



※1 近海区域を航行区域とする総トン数20トン以上の船舶及び沿海区域(限定沿海区域を除く)を航行区域とする総トン数20トン以上の船舶

※2 外航船及び内航船^{※1}以外の船舶については、引き続き、右記H9年、H23年までの対応が必要

概要

- 基本訓練は、万が一船舶に急迫した危険がある場合に命を守るために必要な教育訓練として、我が国が批准しているSTCW条約において実施が求められており、「**生存訓練**」「**消火訓練**」「**応急訓練**」「**安全社会訓練**」の4つがある。商船では、「生存訓練」「消火訓練」について、実技講習での実施と、5年毎の能力維持証明が必要であるが、現行において、船員労働安全衛生規則第11条と、その運用により実施してきたところ。
- 今般、STCW-F条約の国内担保に合わせて、**基本訓練に関する法律上の位置づけを明確にする**ため、船員法を改正し、「雇入契約締結時における基本訓練の実施義務」と、「特定の船員(※次頁)の雇入契約締結時における実技講習の実施義務」を課すこととした(新船員法第81条の2～第81条の5)。
- また、「生存訓練」「消火訓練」の実技講習を行う機関を登録制とした(新船員法第83条の2～第83条の19)。
- STCW-F条約が日本国について効力を生ずる日から、**全ての船員に対して適用**(令和8年2月14日)。

①生存訓練(個々の生存技術)

- 1) 船舷から水面への安全な飛び降り方に関する事
- 2) 救命いかだ(艀装品を含む。)、救命胴衣、信号装置及び救命用の無線設備の使用方法に関する事

②消火訓練(防火及び消火)

- 1) 火災の化学的性質に関する事
- 2) 火災の消火活動及び消防設備の使用方法に関する事
- 3) 火災現場における救助活動に関する事

③応急訓練(初歩的な応急手当)

- 1) 負傷者に対する応急処置に関する事
- 2) 人体の構造及び機能に関する事

④安全社会訓練(個々の安全及び社会的責任)

- 1) 船舶の衝突、火災、沈没その他の非常事態の対応に関する事
- 2) 避難路並びに船内通信及び警報装置に関する事
- 3) 船内における作業の安全に関する事
- 4) 海洋汚染の防止に関する事
- 5) 船員の疲労の軽減に関する事
- 6) 船内における効果的なコミュニケーションに関する事
- 7) 船内における暴力、いじめ及びハラスメントの防止対策に関する事

漁ろうに従事する船舶に乗り組む船員

- 上記に加え、
- 1) 漁具及び魚の梱包材の排出による海洋の汚染を防止するための措置に関する事
 - 2) 漁ろう設備及び漁具の安全な使用方法に関する事
- ※上記7)を除く。

特定の船員は「実技講習」と「5年ごとの能力維持証明」が必要



救命胴衣の着用と訓練



安全な水中への飛び込み



消火器の使用と消火



煙充満の閉鎖区域での救助等

基本訓練・実技講習の実施内容及び実施主体

【① 特定雇入契約以外の雇入契約の対象船員(②以外)】

生存訓練	消火訓練	応急訓練	安全社会訓練
座学	座学	座学	座学
基本訓練は 船舶所有者が実施			

【② 特定雇入契約の対象船員】

生存訓練	消火訓練	応急訓練	安全社会訓練
実技	実技	座学	座学
実技講習は 登録実技講習機関が実施		基本訓練は 船舶所有者が実施	

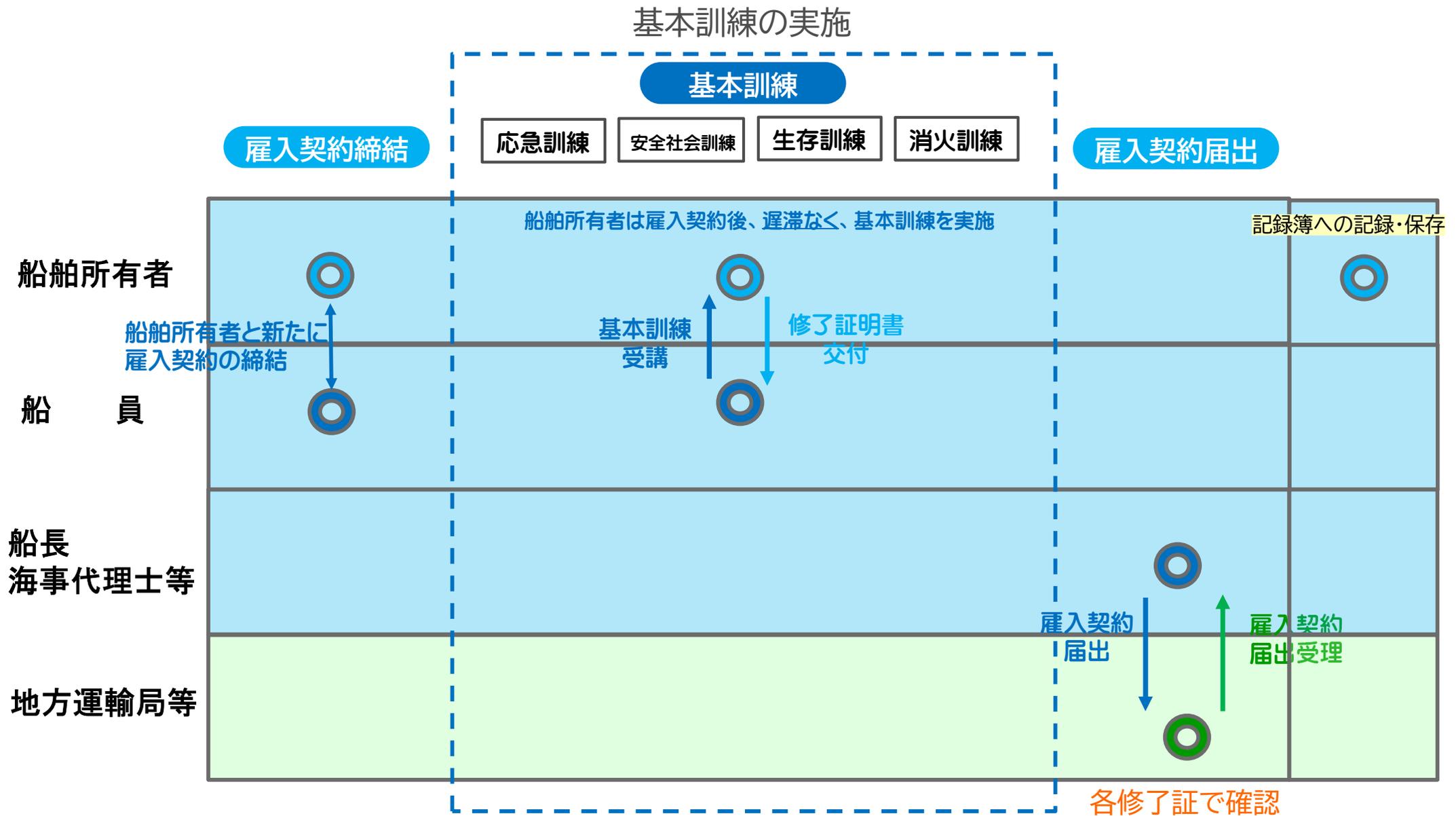
(船舶所有者自ら実施する場合も要登録)

基本訓練・実技講習の対象船舶及び船員

		① 全船員 (②以外)	② 特定の船員
漁ろうに従事する船舶以外※	(外航)	船員法適用の 全ての 船舶・船員	沿海以遠(限定沿海を除く)を航行する20トン以上の船舶に乗り組む、安全又は汚染防止措置の実施に係る職務の船員(船内における防火部署又は退船部署に指名される船員)
	(内航)		上記船員であって、下記いずれかに該当する船員 ・海技免状を受有し職員として乗り組む者 ・航海当直部員として乗り組む者 ・危険物等取扱責任者として乗り組む者
漁ろうに従事する船舶(漁船)			無限定水域(EEZ外)において航行する国際総トン数300総トン以上の漁船に乗り組む全ての漁船員

※ 第三種漁船(漁船特殊規則第5条第4号又は第5号に掲げる業務に従事する船舶をいう。)を含む

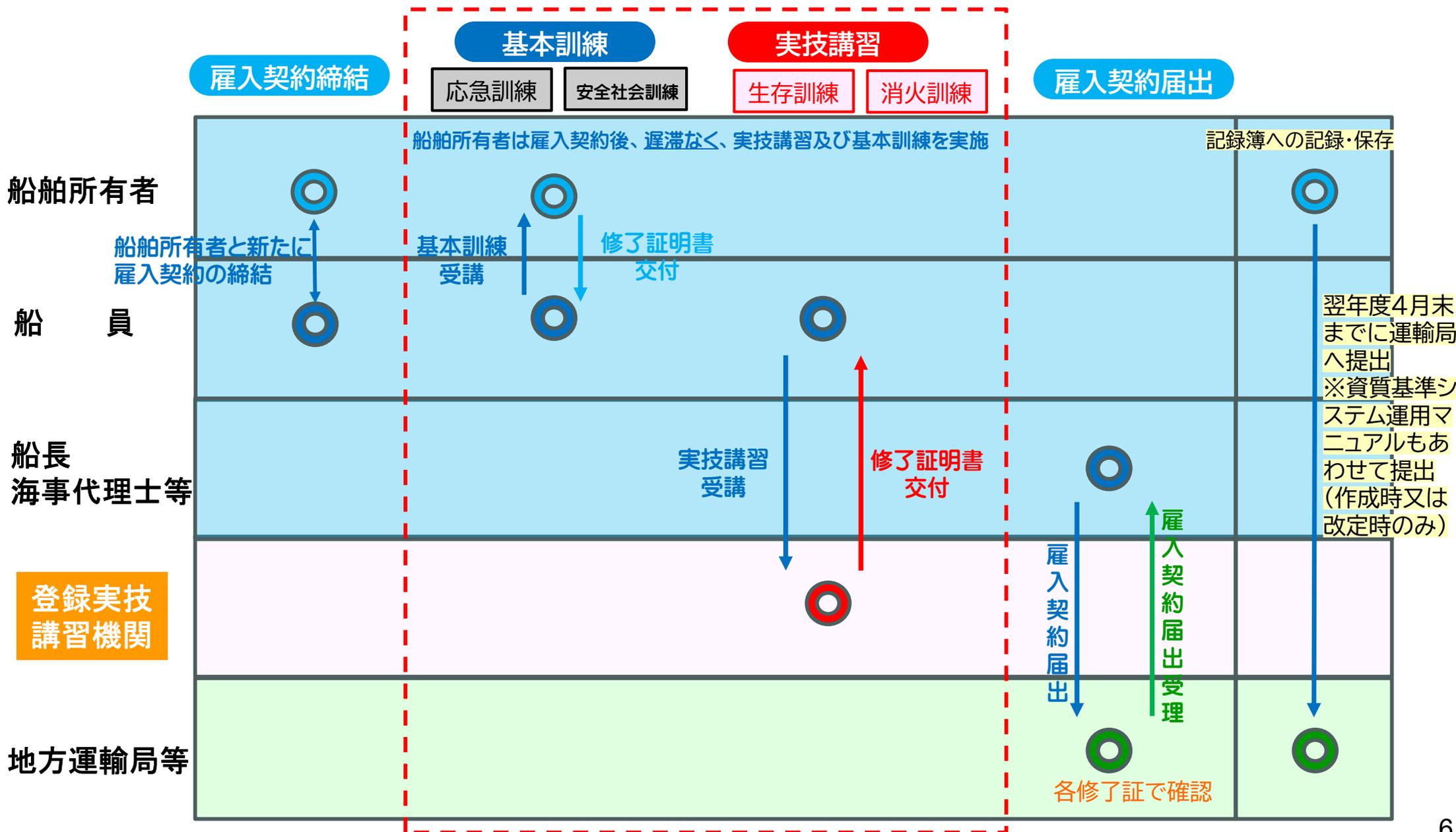
特定雇入契約以外における基本訓練実施の手続きの流れ

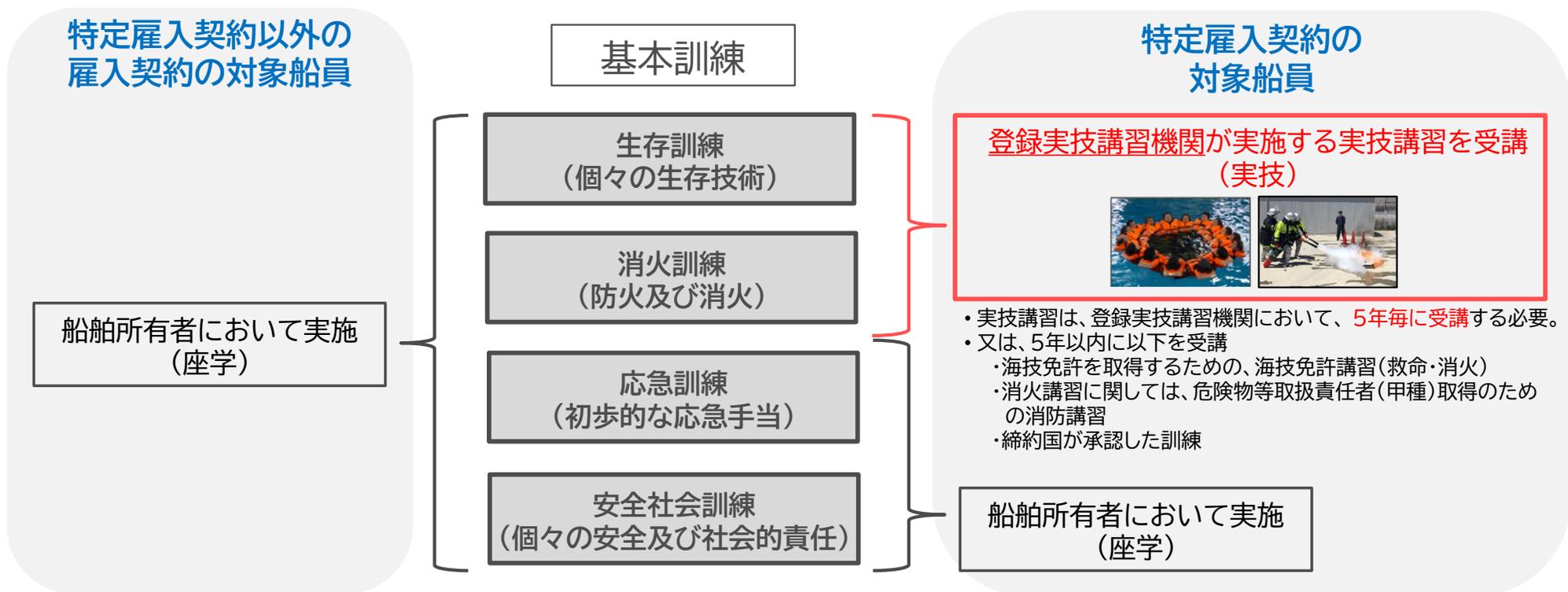


特定雇入契約における基本訓練及び実技講習実施の手続きの流れ

基本訓練及び実技講習の実施

[資質基準システム運用マニュアル]の作成、保存





船舶所有者において実施
(座学)

船舶所有者において実施
(座学)

①生存訓練(個々の生存技術)

1) 船舷から水面への安全な飛び降り方に関する事
2) 救命いかだ(艀装品を含む。)、救命胴衣、信号装置及び救命用の無線設備の使用方法に関する事

②消火訓練(防火及び消火)

1) 火災の化学的性質に関する事
2) 火災の消火活動及び消防設備の使用方法に関する事
3) 火災現場における救助活動に関する事

③応急訓練(初歩的な応急手当)

1) 負傷者に対する応急処置に関する事 2) 人体の構造及び機能に関する事
※必要に応じて個社特有の事項を補足する。

④安全社会訓練(個々の安全及び社会的責任)

1) 船舶の衝突、火災、沈没その他の非常事態の対応に関する事
2) 避難路並びに船内通信及び警報装置に関する事
3) 船内における作業の安全に関する事
4) 海洋汚染の防止に関する事
5) 船員の疲労の軽減に関する事

6) 船内における効果的なコミュニケーションに関する事
7) 船内における暴力、いじめ及びハラスメントの防止対策に関する事

R8.1 STCW条約コード改正による追加事項

※いずれも、個社特有の事項を補足する。7

座学訓練用テキストについて、国土交通省 [【基本訓練\(令和8年2月14日から適用\)】](#) のページに掲載。

1. 商船など（漁ろうに従事する船舶以外の船舶）

【テキスト等】

- 【視聴覚教材】・[生存訓練（個々の生存）動画リンク](#)（約22分）
「救命いかだの備品の操作」「無線設備を含む位置を知らせる装置の操作」の訓練[動画リンク](#)（約17分）
 - 【視聴覚教材】・[消火訓練（防火と消火）動画リンク](#)（約22分）
（公財）海技教育財団制作によるSTCW条約基本訓練の解説動画です。
 - ・[応急訓練・安全社会訓練のテキスト](#)
日本海洋資格センターのホームページにて無償で提供されております。 [リンク](#)
※R8.1.1発効の改正STCW条約に対応（いじめ・ハラスメント防止追加）したバージョンも提供。
※（一財）海技振興センター制作によるいじめ・ハラスメント防止等のテキスト、動画
 - ・[海上従事者のハラスメント対策ハンドブック](#)
- 外航船向け↓
- ・船員向けハラスメント防止動画（全体版・約30分）【[英語](#)・[日本語](#)】
 - ・船員向けハラスメント防止動画（短縮版・約8分）【[英語](#)・[日本語](#)】
 - ・[A Handbook on the Prevention of Bullying and Harassment on Board Ship](#)

特定雇入契約以外



生存訓練

消火訓練

応急訓練

安全社会訓練

船舶所有者において実施

基本訓練修了証
(新通達 第1号書式)

※ 船舶所有者より施行日以降、
遅滞なく発給

特定雇入契約 (実技講習対象者)



生存訓練

消火訓練

応急訓練

安全社会訓練

登録実技講習機関で受講

生存講習修了証明書

消火講習修了証明書

又は、

- 海技免許講習(救命・消火)の修了証明書
- 消火講習に関しては、危険物等取扱責任者(甲種)取得のための消防講習の修了証明書
- 締約国証書

船舶所有者において実施

基本訓練修了証
(新通達 第2号書式)

※ 船舶所有者より施行日以降、
遅滞なく発給

雇用する船員が、特定雇入契約以外の船員のみ

⇒ 別記様式1「基本訓練記録簿」に記録

特定雇入契約以外



基本訓練記録簿				記載例		別記様式1	
番号	氏名	基本訓練の内容	実施年月日	訓練機関又は自社	実施場所	基本訓練修了証 交付年月日	備考
1	□□□	生存訓練	2025/3/1	自社	千代田区	2025/3/29	2025/5/1退職
		消火訓練	2025/3/1	自社	千代田区		
		応急訓練	2025/3/28	〇〇センター	千代田区		
		安全社会訓練	2025/3/28	〇〇センター	千代田区		
		安全社会訓練	2025/3/29	自社	〇〇丸		

雇用する船員に、特定雇入契約の船員を含む

⇒ 別記様式2「基本訓練・実技講習記録簿」に記録

特定雇入契約
(実技講習対象者)



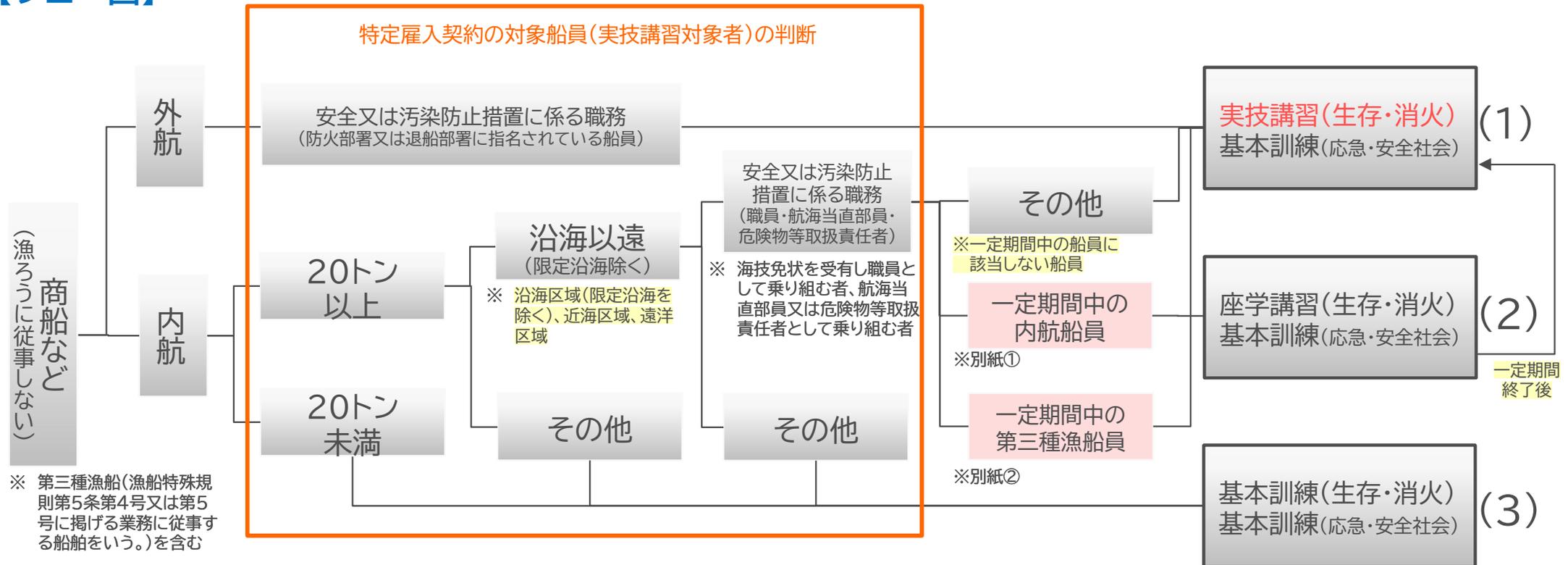
基本訓練・実技講習記録簿						記載例		別記様式2	
番号	氏名	訓練の内容	実施年月日	訓練機関又は自社	実施場所	基本訓練修了証 交付年月日	生存/消火講習修了証		備考
							交付年月日	の有効期間	
1	〇〇〇	生存訓練	2025/3/1	〇〇機構	横須賀市	-	2025/3/2	2030/3/1	一部視聴覚教材代替
		消火訓練	2025/3/2	〇〇機構	横須賀市	-	2025/3/2	2030/3/1	
		応急訓練	2025/3/28	〇〇センター	千代田区	2025/3/29	-	-	訓練事項①～③、⑦(ハラスメント)
		安全社会訓練	2025/3/28	〇〇センター	千代田区				
		安全社会訓練	2025/3/29	自社	〇〇丸				
2	△△	生存訓練	-	-	-	2024/5/3	2024/5/3	2029/5/2	実技講習受講
		消火訓練	-	-	-	2024/5/3	2024/5/3	2029/5/2	実技講習受講
		応急訓練	2025/2/15	自社	〇〇丸	2025/2/15	-	-	
3	〇〇	安全社会訓練	2025/2/15	自社	〇〇丸	-	-	-	
		生存訓練	-	-	-	-	2024/5/3	2029/5/2	免許講習受講
		消火訓練	-	-	-	-	2024/5/3	2029/5/2	免許講習受講
4	●●	生存訓練	2025/3/29	自社	〇〇丸	2025/3/29	-	-	期限:2030/3/1
		消火訓練	2025/3/29	自社	〇〇丸		-	-	期限:2030/3/1
		応急訓練	2025/3/29	自社	〇〇丸		-	-	
		安全社会訓練	2025/3/29	自社	〇〇丸		-	-	
5	□□□	生存訓練	2025/3/28	自社	千代田区	2025/3/29	-	-	2025/5/1退職
		消火訓練	2025/3/28	自社	千代田区		-	-	
		応急訓練	2025/3/28	自社	千代田区		-	-	
		安全社会訓練	2025/3/29	自社	〇〇丸		-	-	

特定雇入契約以外



特定雇入契約の対象船員等の確認【フロー図・修了証等一覧】

【フロー図】



【雇入届出において確認する修了証等一覧】

	生存訓練・消火訓練	応急訓練・安全社会訓練
(1)	<ul style="list-style-type: none"> 第四号書式④ 及び 第五号書式⑤ 【施行前に受講の場合】訓練機関による受講証明書又は能力維持証明書(旧通達第二号書式⑦)) 締約国証書⑧ 	<ul style="list-style-type: none"> 第二号書式② 【施行前に受講の場合】基本訓練修了証(旧通達第一号の二書式⑥)
(2)(3)	<ul style="list-style-type: none"> 第三号書式③ (第四号書式及び第五号書式は不要) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 第一号書式① 	



内航船員の実技講習に係る一定の期間中の取扱い

- ✓ 内航船に乗り組む船員に係る実技講習については、登録実技講習機関での受講者の集中を避けるため、各船員の船員手帳の有効期間の満了日に応じて、登録実技講習機関での実技講習の修了期限を次のとおり設定。

近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む船員

船員手帳の有効期間の満了日		実技講習の修了の期限
2028年4月1日～2030年3月31日	⇒	2026年3月31日まで
2030年4月1日～2032年3月31日	⇒	2027年3月31日まで

注) 2022年4月1日以降に新たに船員手帳を受有した船員は、雇入れ契約締結後に遅滞なく実技講習を受講させる必要がある。

沿海区域(限定沿海区域を除く)を航行区域とする船舶に乗り組む船員

船員手帳の有効期間の満了日		実技講習の修了の期限
2026年4月1日～2028年3月31日	⇒	2026年3月31日まで
2028年4月1日～2030年3月31日	⇒	2027年3月31日まで
2030年4月1日～2032年3月31日	⇒	2028年3月31日まで
2032年4月1日～2034年3月31日	⇒	2029年3月31日まで

注) 2024年4月1日以降に新たに船員手帳を受有した船員は、雇入れ契約締結後に遅滞なく実技講習を受講させる必要がある。 12

✓ 登録実技講習機関での円滑な受講のため、各船員の海技免状の受有状況等によって、登録実技講習機関での実技講習の修了期限を次のとおり設定。

基本訓練(座学)を修了している船員		(イメージ) 現役船員
	海技免状を受有している職員・部員	海技免状を受有していない部員
特例期間	令和8年2月14日以降、 2回目の海技免状の有効期間満了日まで (最短:5年、最長:10年)	令和8年2月14日から 5年間

上記以外の船員		(イメージ) 新規就業者
特例期間	令和8年2月14日から 3年間	雇入れの前の5年以内に 水産高校等で登録海技免許講習 (救命講習及び消火講習)を受講している場合、 その受講日から5年間

※座学による基本訓練(視聴覚教材による生存訓練及び消火訓練並びに応急訓練及び安全社会訓練)を修了することが必要

施行日前に訓練を受けている者の対応

現 行

実地訓練対象者



生存訓練

消火訓練

応急訓練

安全社会訓練

実地訓練機関で受講

能力維持証明書
(旧通達 第2号書式)

船舶所有者より発給

船舶所有者において実施

基本訓練修了証
(旧通達 第1号書式)

船舶所有者より発給

改正後

特定雇入契約
(実技講習対象者)



生存訓練

消火訓練

応急訓練

安全社会訓練

能力維持証明書
(旧通達 第2号書式)

施行日前に発給された証明書
は引き続き期限まで有効

船舶所有者において
安全社会訓練のうち、
暴力・ハラスメント防
止措置について施行
日以降、遅滞なく追
加実施

基本訓練修了証
(新通達 第2号書式)※

※船舶所有者より施行日以降、遅滞なく発給
※旧通達 第1号の2書式により発給している
場合は引き続き有効(特段対応なし)

現 行

実地訓練対象者



生存訓練

消火訓練

応急訓練

安全社会訓練

海技免許講習
(救命・消火※)
受講から5年以内

船舶所有者において実施

基本訓練修了証
(旧通達 第1号書式)

船舶所有者より発給

※消火訓練については、危険物等取扱責任者(甲種)取得のための消防講習受講を含む

改正後

特定雇入契約
(実技講習対象者)



生存訓練

消火訓練

応急訓練

安全社会訓練

海技免許講習
修了の証明書

修了から5年まで有効

船舶所有者において
安全社会訓練のうち、
暴力・ハラスメント防
止措置について施行
日以降、遅滞なく追
加実施

基本訓練修了証
(新通達 第2号書式)※

※船舶所有者より施行日以降、遅滞なく発給
※旧通達 第1号の2書式により発給している
場合は引き続き有効(特段対応なし)

現 行

実地訓練対象者



生存訓練

消火訓練

応急訓練

安全社会訓練

初回海技免状取得から
5年以内

海技免状受有者
(特例)

改正後

特定雇入契約
(実技講習対象者)



生存訓練

消火訓練

応急訓練

安全社会訓練

海技免許講習
修了の証明書

修了から5年まで有効

船舶所有者において
安全社会訓練のうち、
暴力・ハラスメント防
止措置について施行
日以降、遅滞なく追
加実施

基本訓練修了証
(新通達 第2号書式)※

※船舶所有者より施行日以降、遅滞なく発給
※旧通達 第1号の2書式により発給している
場合は引き続き有効(特段対応なし)

現 行

実地訓練対象者



生存訓練

消火訓練

応急訓練

安全社会訓練

締約国で受講



締約国証書

改正後

特定雇入契約
(実技講習対象者)



生存訓練

消火訓練

応急訓練

安全社会訓練

締約国証書

※引き続き期限まで有効

※ただし、安全社会訓練のうち、暴力・ハラスメント防止措置が未対応の場合は追加実施し、基本訓練修了証(新通達 第2号書式)を発給(第1号の2書式により発給している場合は引き続き有効(特段対応なし))

現 行

別記様式2

基本訓練実施記録簿

別記様式1

船舶所有者名：株式会社 ○○汽船

番号	氏名	訓練	実施年月日	訓練機関名 又は自社	実施場所 (市区町村名 又は船名)	特例の適用	備考
1	○○ ○○	生存訓練	2022/5/1	○○センター	横須賀市		
		消火訓練	2022/5/2	○○センター	横須賀市		
		応急訓練	2022/6/15	自社	○○丸		
		安全社会訓練	2022/6/30	自社	千代田区		
2	△△ △△	生存訓練	2022/5/1	○○センター	横須賀市		
		消火訓練	2022/5/2	○○センター	横須賀市		
		応急訓練				海技免状受有者特例	
3	×× ××	生存訓練	2022/8/1	○○機構	横須賀市		
		消火訓練	2022/8/2	○○機構	横須賀市		
		応急訓練	2022/7/15	自社	千代田区		
		安全社会訓練	2022/7/1	自社	○○丸		科目 1~3
			2022/7/15	自社	千代田区		科目 4~6
4	◇◇ ◇◇	生存訓練	2022/8/1	○○機構	芦屋市		2025/3/31 退職
		消火訓練	2022/8/2	○○機構	芦屋市		
		応急訓練				海技免状受有者特例	
		安全社会訓練				海技免状受有者特例	

基本訓練修了証等交付記録簿 (○○年度)

船舶所有者名： _____

(1) 基本訓練修了証

交付月日	氏名	生年月日	備考

(2) 技能証明書

交付月日	有効期間	氏名	生年月日	備考

改正後

⇒ 施行前に作成したものは引き続き有効
ただし、追加で実施した分や施行日以降の記録は、新様式の別記様式2「基本訓練・実技講習記録簿」に記録

(新)基本訓練・実技講習記録簿

別記様式2

番号	氏名	訓練の内容	実施年月日	訓練機関 又は自社	実施場所	基本訓練修了証 交付年月日	生存/消火講習修了証		備考
							交付年月日	の有効期間	
1	○○○	生存訓練	2025/3/1	○○機構	横須賀市	-	2025/3/2	2030/3/1	一部視聴覚教材代替
		消火訓練	2025/3/2	○○機構	横須賀市	-	2025/3/2	2030/3/1	
		応急訓練	2025/3/28	○○センター	千代田区				
		安全社会訓練	2025/3/28	○○センター	千代田区	2025/3/29	-	-	訓練事項3~5、7(ハラスメント)
		安全社会訓練	2025/3/29	自社	○○丸				
2	△△	生存訓練	-	-	-	2024/5/3	2024/5/3	2029/5/2	実技講習受講
		消火訓練	-	-	-	2024/5/3	2024/5/3	2029/5/2	実技講習受講
		応急訓練	2025/2/15	自社	○○丸	2025/2/15	-	-	
		安全社会訓練	2025/2/15	自社	○○丸		-	-	
3	○○	生存訓練	-	-	-	-	2024/5/3	2029/5/2	免許講習受講
		消火訓練	-	-	-	-	2024/5/3	2029/5/2	免許講習受講
		応急訓練	2025/2/15	自社	○○丸	2025/2/15	-	-	
		安全社会訓練	2025/2/15	自社	○○丸		-	-	
4	●●	生存訓練	2025/3/29	自社	○○丸	2025/3/29	-	-	期限: 2030/3/1
		消火訓練	2025/3/29	自社	○○丸	2025/3/29	-	-	期限: 2030/3/1
		応急訓練	2025/3/29	自社	○○丸		-	-	
		安全社会訓練	2025/3/29	自社	○○丸		-	-	

※新様式は交付記録を含む

【参考】改正後の各修了証書式

【漁ろうに従事する船舶以外】

① 第一号書式	特定雇入契約以外の船員に対し船舶所有者が発給する基本訓練修了証	<input type="checkbox"/> 生存訓練 <input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 応急訓練 <input type="checkbox"/> 安全社会訓練
② 第二号書式	特定雇入契約の船員に対し船舶所有者が発給する基本訓練修了証	<input type="checkbox"/> 応急訓練 <input type="checkbox"/> 安全社会訓練
③ 第三号書式 ※	特定雇入契約の船員に対し船舶所有者が発給する基本訓練修了証	<input type="checkbox"/> 生存訓練 <input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 応急訓練 <input type="checkbox"/> 安全社会訓練

※主に外航船向け（第四号、第五号の証明書があることを前提に第二号の内容をまとめて発給可）

【漁ろうに従事する船舶】

第一号の二書式	特定雇入契約以外の船員に対し船舶所有者が発給する基本訓練修了証	<input type="checkbox"/> 生存訓練 <input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 応急訓練 <input type="checkbox"/> 安全社会訓練
第二号の二書式	特定雇入契約の船員に対し船舶所有者が発給する基本訓練修了証	<input type="checkbox"/> 応急訓練 <input type="checkbox"/> 安全社会訓練
第三号の二書式 ※	特定雇入契約の船員に対し船舶所有者が発給する基本訓練修了証	<input type="checkbox"/> 生存訓練 <input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 応急訓練 <input type="checkbox"/> 安全社会訓練
第六号書式	施行日前に従前の例により基本訓練を実施し、修了した者に対する基本訓練修了証	<input type="checkbox"/> 生存訓練 <input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 応急訓練 <input type="checkbox"/> 安全社会訓練

【共通】

④ 第四号書式	登録生存講習機関が発給する生存講習修了証明書	<input type="checkbox"/> 生存訓練
⑤ 第五号書式	登録消火講習機関が発給する消火講習修了証明書	<input type="checkbox"/> 消火訓練

【参考】各修了証書式(漁ろうに従事する船舶以外)1

①

○漁ろうに従事する船舶以外

(第一号書式)

交付年月日 Issued on dd / mm / yyyy
<p>基本訓練修了証 (改正 STCW 条約附属書第VI/1規則に基づく基本訓練修了証) Certificate of proficiency for basic training in accordance with regulation VI/1 of the Annex to the STCW Convention, as amended</p>
氏名(旧姓) Name (former surname) of the holder of the certificate :
生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy
本籍地の都道府県(日本人に限る)及び国籍 Nationality :
<p>上記の者は、改正された1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第VI/1規則(決議 MSC. 560(108)による改正を含む。)に基づき、能力の実地証明を除き、基本訓練を修了したことを証明する。 This is to certify that the person mentioned above has been completed the basic training, except for practical demonstration of competence, in accordance with regulation VI/1 of the Annex to the STCW Convention, as amended including amendments adopted by resolution MSC.560(108).</p>
船舶所有者の住所及び氏名又は名称 Address and name of the shipowner : 住所 Address :
氏名又は名称(印) Name (seal) :
この証明書は、日本国政府により承認されているものである。 This certificate is approved by Japanese Government.

②

○漁ろうに従事する船舶以外

(第二号書式)

交付年月日 Issued on dd / mm / yyyy
<p>基本訓練修了証 (改正 STCW 条約附属書第VI/1規則に基づく基本訓練修了証) (「基本応急措置」及び「個々の安全及び社会的責任」関係) Certificate of proficiency for basic training in accordance with regulation VI/1 of the Annex to the STCW Convention, as amended (in relation to tables A-IV/1-3 and A-IV/1-4 of the STCW Code)</p>
氏名(旧姓) Name (former surname) of the holder of the certificate :
生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy
本籍地の都道府県(日本人に限る)及び国籍 Nationality :
<p>上記の者は、改正された1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第VI/1規則(決議 MSC. 560(108)による改正を含む。)に基づき、「基本応急措置」及び「個々の安全及び社会的責任」に係る基本訓練を修了したことを証明する。 This is to certify that the person mentioned above has been completed the basic training, in relation to tables A-IV/1-3 and A-IV/1-4 of the STCW Code, in accordance with regulation VI/1 of the STCW Convention, as amended including requirements adopted by the resolution MSC.560(108).</p>
船舶所有者の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner : 住所 Address :
氏名又は名称(印) Name (seal) :
この証明書は、日本国政府により承認されているものである。 This certificate is approved by Japanese Government.

【参考】各修了証書式(漁ろうに従事する船舶以外)2

③

○漁ろうに従事する船舶以外

(第三号書式)

交付年月日 Issued on dd / mm / yyyy	有効期限 Valid until dd / mm / yyyy
基本訓練修了証 (改正 STCW 条約附属書第VI/1規則に基づく基本訓練修了証) Certificate of proficiency for basic training in accordance with regulation VI/1 of the Annex to the STCW Convention, as amended	
氏名(旧姓) Name (former surname) of the holder of the certificate :	
生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy	
本籍地の都道府県(日本人に限る)及び国籍 Nationality :	
上記の者は、改正された1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第VI/1規則(決議 MSC. 560(108)による改正を含む。)に基づき、基本訓練を修了したことを証明する。 This is to certify that the person mentioned above has been completed the basic training in accordance with regulation VI/1 of the Annex to the STCW Convention, as amended including amendments adopted by resolution MSC.560(108).	
船船所有者の住所及び氏名又は名称 Address and name of the shipowner : 住所 Address :	
氏名又は名称(印) Name (seal) :	
この証明書は、日本国政府により承認されているものである。 This certificate is approved by Japanese Government.	

⑥

旧通達(第14号通達) ※R8.1.1STCW条約改正対応

(第一号の二書式)

発給年月日 Issued on dd / mm / yyyy
改正STCW条約第VI/1規則に基づく基本訓練修了証 Certificate of Proficiency for basic training in accordance with regulation VI/1 of STCW Convention, as amended
氏名(旧姓) Name(Former surname) of the holder of the certificate :
生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy
本籍地の都道府県又は国籍 Nationality :
上記の者は、改正された1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第VI/1規則(MSC 決議第560号(108)による改正を含む。)に基づく基本訓練を修了したことを証明する。 It is certified that the above mentioned person has been completed a basic training in accordance with regulation VI/1 of STCW Convention, as amended including requirements adopted by the Resolution MSC.560(108)
船船所有者等の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner : 住所 Address :
氏名又は名称(印) Name (Stamp) :
この証明書は、日本国政府により承認されているものである。 This Certificate is approved by Japanese Government.

【参考】各修了証書式(漁ろうに従事する船舶以外)3

④

○生存講習

(第四号書式)

交付年月日	Issued on dd / mm / yyyy
有効期限	Valid until dd / mm / yyyy
<p>生存講習(再講習)修了証明書 (改正STCWコード又は改正STCW-Fコードの規定に基づき、 個々の生存技術に関する能力維持の証明書) Certificate for maintaining of competence regarding personal survival techniques in accordance with the provisions of the STCW Code or the STCW-F Code, as amended</p>	
氏名(旧姓) Name (former surname) of the holder of the certificate :	
生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy	
本籍地の都道府県(日本人に限る)及び国籍 Nationality :	
<p>上記の者は、改正された1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直に関するコードA-VI/1節の3又は改正された1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直に関するコードA-III/1節の2に基づき、生存技術に関する能力を維持していることを証明する。 This is to certify that the person mentioned above has been maintained competence regarding personal survival techniques, in accordance with paragraph 3 of section A-VI/1 of the STCW Code, as amended, or the paragraph 2 of section A-III/1 of STCW-F Code, as amended.</p>	
備考	
<p>例:以下に掲げる事項は、乗り組む船舶への設備搭載義務がないこと等を踏まえ、座学/視聴覚教材のみの学習としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備(イマーシブスーツ) 一 訓練科目(生存:イマーシブスーツの着用と使用) 	
登録講習機関の住所及び名称 Address and name of the registered training institute:	
住所 Address :	
氏名又は名称(印) Name (seal) :	
<p>この証明書は、日本国政府により承認されているものである。 This certificate is approved by Japanese Government.</p>	

⑤

○消火講習

(第五号書式)

交付年月日	Issued on dd / mm / yyyy
有効期限	Valid until dd / mm / yyyy
<p>消火講習(再講習)修了証明書 (改正STCWコード又は改正STCW-Fコードに基づき、 防火及び消火に関する能力維持の証明書) Certificate for maintaining of competence regarding fire prevention and fire fighting in accordance with the provisions of the STCW Code or the STCW-F Code, as amended</p>	
氏名(旧姓) Name (former surname) of the holder of the certificate :	
生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy	
本籍地の都道府県(日本人に限る)及び国籍 Nationality :	
<p>上記の者は、改正された船員の訓練及び資格証明並びに当直に関するコードA-VI/1節の3又は改正された漁船員の訓練及び資格証明並びに当直に関するコードA-III/1節の2に基づき、防火及び消火に関する能力を維持していることを証明する。 This is to certify that the person mentioned above has been maintained competence in fire prevention and fire fighting in accordance with paragraph 3 of section A-VI/1 of the STCW Code, as amended, or paragraph 2 of section A-III/1 of the STCW-F Code, as amended.</p>	
備考	
<p>例:以下に掲げる事項は、乗り組む船舶への設備搭載義務がないこと等を踏まえ、座学/視聴覚教材のみの学習としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備(呼吸具)一訓練科目(消火:呼吸具装着消火、呼吸具装着救助) ・設備(アプリケーション)一訓練科目(消火:大規模消火のうちアプリケーションの使用) 	
登録講習機関の住所及び名称 Address and name of the registered training institute:	
住所 Address :	
氏名又は名称(印) Name (seal) :	
<p>この証明書は、日本国政府により承認されているものである。 This certificate is approved by Japanese Government.</p>	

【参考】各修了証書式(漁ろうに従事する船舶以外)4

⑦

旧通達(第14号通達)

(第二号書式)

発給年月日 Issued on dd / mm / yyyy	
有効期間 Valid until dd / mm / yyyy	
改正STCWコードA-VI/1節3に基づき生存技術、防火及び消火に関する能力維持の証明書 Certificate for maintaining of competence in personal survival techniques, fire prevention and fire fighting in accordance with paragraph 3 of section A-VI/1 of STCW Code, as amended	
氏名(旧姓) Name(Former surname) of the holder of the certificate :	
生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy	
本籍地の都道府県又は国籍 Nationality :	
<p>上記の者は、改正された船員の訓練及び資格証明並びに当直コードA-VI/1節の3に基づき生存技術、防火及び消火に関する能力を維持していることを証明する。 It is certified that the above mentioned person has been maintained of competence in personal survival techniques, fire prevention and fire fighting in accordance with paragraph 3 of section A-VI/1 of STCW Code, as amended.</p>	
備考 Note	<p>例：以下に掲げる事項は、関連する設備につき乗り組む船舶への搭載義務がない等により座学/視聴覚教材のみの学習としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備(イマーシブスーツ) — 訓練科目(生存:イマーシブスーツの着用と使用) ・設備(呼吸具)—訓練科目(消火:呼吸具装着消火、呼吸具装着救助) ・設備(アプリケーション)—訓練科目(消火:大規模消火のうちアプリケーションの使用)
船舶所有者等の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner :	
住所 Address :	
氏名又は名称(印) Name (Stamp) :	
<p>この証明書は、日本国政府により承認されているものである。 This Certificate is approved by Japanese Government.</p>	

⑧

締約国証書 (STCW条約、インドネシアの例)



KEMENTERIAN PERHUBUNGAN REPUBLIK INDONESIA
DIREKTORAT JENDERAL PERHUBUNGAN LAUT

MINISTRY OF TRANSPORTATION OF THE REPUBLIC OF INDONESIA
DIRECTORATE GENERAL OF SEA TRANSPORTATION

SERTIFIKAT KETERAMPILAN
CERTIFICATE OF PROFICIENCY

Nomor Seri / Serial No. CP4995733

Nomor Sertifikat / Certificate No. 6211426694011922

Dengan ini dinyatakan bahwa
This is to certify that

Nama : [Redacted]
Name
Tempat dan tanggal lahir : [Redacted]
Place and date of birth

telah menyelesaikan pelatihan dan lulus evaluasi :
has completed approved training and passed the assessment of

BASIC SAFETY TRAINING Revalidation

yang dilaksanakan oleh : SMK Negeri 1 Mundu
which has held by

di : Cirebon
at : 23 June 2014 to 01 July 2014

Sesuai ketentuan STCW 1978 beserta dengan amandemennya, Peraturan : Section A-VI/1 STCW 2010
in accordance with the provisions of STCW 1978 as amended, Regulation **Section A-VI/1 STCW 2010** ※又は「Regulation VI/1」
yang telah mendapat pengesahan dari Direktorat Jenderal Perhubungan Laut selaku Administrasi.
which has been approved by the Directorate General of Sea Transportation as Administration.

Cirebon, 02 June 2022

An. Direktur Jenderal Perhubungan Laut
O.b. Director General of Sea Transportation
Ketua/Direktur/Kepala
Principal/Director/Head

Tandatangan Pemilik
Signature of the Holder

IKHWANUDIN, S.Pd.

Sertifikat ini berlaku untuk 5 (lima) tahun sejak tanggal diterbitkan
This Certificate is valid for 5 (five) years commenced from the date of issuance

有効期限

基本訓練